

⑫食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業の登録数

重点課題

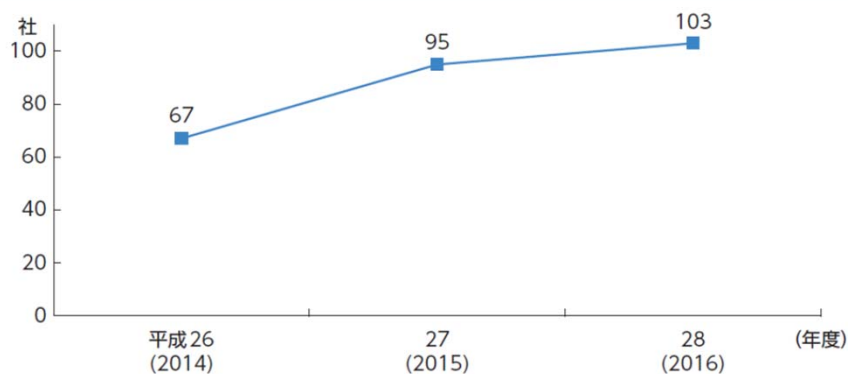
健康寿命の延伸につながる食育の推進

具体的な目標値	第3次基本 計画作成時 の値		現状値		目標値	達成状況
	H26(2014) 年度	H27(2015) 年度	H28(2016) 年度	H29(2017) 年度	2020年度	
⑫ 食品中の食塩や脂肪の低減 に取り組む食品企業の登録数	67社	95社	103社	－	100社	◎
(データソース) ・スマート・ライフ・プロジェクト登録企業数(厚生労働省)						
(調査項目) 食品中の食塩や脂肪の低減に取り組み、スマート・ライフ・プロジェクトに登録のあった企業数						

数値目標の推移の分析・評価

・計画作成時の値と現状値を比較すると、平成28年度では、36社増加して103社となり目標の100社以上を達成している。

食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業の登録数の推移



資料：厚生労働省「スマート・ライフ・プロジェクト登録企業数」

数値目標の推移の背景・要因	◎厚生労働省 文部科学省 経済産業省
<厚生労働省> ・食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業や飲食店の登録数については増加しており、特に、減塩に関する企業の取組、それを支援する学会等の取組は充実してきている。	

(参考)これまでに取り組んでいる施策等
・糖尿病予防戦略事業(厚生労働省) ・健康寿命をのばそう！アワード(生活習慣病予防分野)(厚生労働省) ・食生活改善普及運動(厚生労働省) ・日本人の長寿を支える「健康な食事」の普及(厚生労働省) ・「食育活動表彰」の実施(農林水産省) ・日本型食生活の普及等の地域における食育活動の支援(農林水産省) ・日本食品標準成分表の策定・公表(文部科学省) ・健康経営銘柄(経済産業省)

⑬ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合

重点課題

健康寿命の延伸につながる
食育の推進

具体的な目標値	第3次基本 計画作成時 の値		現状値		目標値	達成状況
	H27(2015) 年度	H28(2016) 年度	H29(2017) 年度	H30(2018) 年度	2020年度	
⑬ ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	49.2%	51.0%	50.2%	50.2%	55%	△

(データソース)

・食育に関する意識調査(農林水産省)

(調査項目)

＜設問＞あなたは、ふだんゆっくりよく噛んで食べていますか。この中から1つ選んでください。

(ア)ゆっくりよく噛んで食べている

(イ)どちらかといえばゆっくりよく噛んで食べている

(ウ)どちらかといえばゆっくりよく噛んで食べている

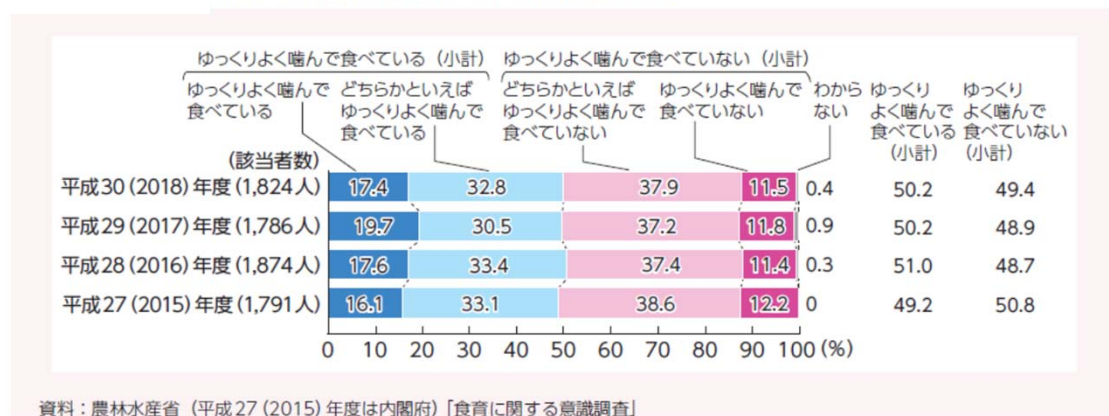
(エ)ゆっくりよく噛んで食べていない

＜集計＞「(ア)ゆっくりよく噛んで食べている」、「(イ)どちらかといえばゆっくりよく噛んで食べている」と回答した人を該当者として集計

数値目標の推移の分析・評価

・計画作成時の値と現状値を比較すると、1.0%ポイント増加しているが、統計的には有意差が認められない。

ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合の推移



数値目標の推移の背景・要因	農林水産省 厚生労働省
＜農林水産省(消費者行政・食育課)＞ ・食育に関する意識調査において、計画作成時に比べて、現状値は増加している。 ・同調査において、ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合の推移を男女で比較すると、一貫して女性より男性が低い(ポイント差:H27:6.2、H28:11.9、H29:7.0、H30:10.0)。特に、男性の30歳代(平成30年度同調査:35.7%)、40歳代(同:28.3%)、50歳代(同:38.7%)で低い。 ・平成30年度同調査において、ゆっくりよく噛んで食べるために必要なこととして、早食いの習慣を直すこと(63.8%)、食事時間が十分に確保されていること(32.5%)、歯や口が健康であること(歯や口に痛みがないことや歯が揃っていることなど)(21.6%)が挙げられた。 ＜厚生労働省＞ ・平成27年の国民健康・栄養調査(厚生労働省)の結果では、60歳代における咀嚼良好者の割合は72.6%であった。 ・平成28年の歯科疾患実態調査(厚生労働省)の結果では、60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合は74.4%(、80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合は51.2%)であった。	

(参考)これまでに取り組んでいる施策等
・健康日本21(第二次)の推進(厚生労働省) ・8020運動・口腔保健推進事業(厚生労働省) ・食生活指針の改定、普及啓発(文部科学省、厚生労働省、農林水産省)

⑭食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数

重点課題

(総合的な目標)

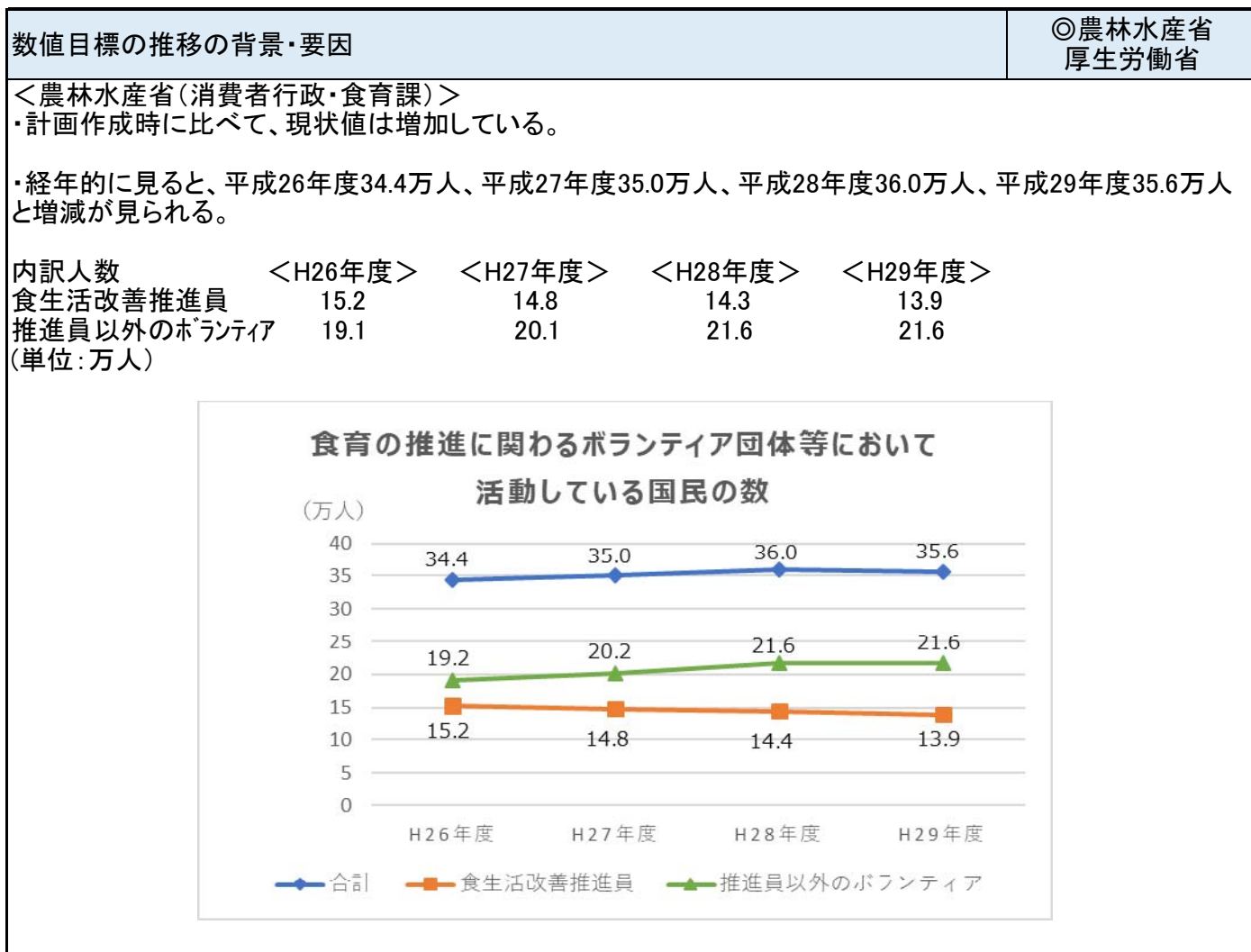
具体的な目標値	第3次基本 計画作成時 の値		現状値		目標値	達成状況
	H26(2014) 年度	H27(2015) 年度	H28(2016) 年度	H29(2017) 年度	2020年度	
⑭ 食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	34.4万人	35.0万人	36.0万人	35.6万人	37万人以上	△
(データソース) ・農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課調べ(農林水産省)						
(調査概要) 「日本食生活協会が調査している食生活改善推進員の数」と都道府県等を通じて調査を行ったそれ以外の食育推進ボランティアの数(食生活改善推進員を除く)※を合計して把握。						

数値目標の推移の分析・評価

・計画作成時の値と現状値を比較すると、1.2万人増加しているが、目標達成していない。

食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数の推移





- (参考)これまでに取り組んでいる施策等
- ・「食育推進活動表彰」の実施(農林水産省)
 - ・「食育月間」の実施(農林水産省)
 - ・健康日本21(第二次)の推進(厚生労働省)
 - ・健康的な生活習慣づくり重点化事業(厚生労働省)

⑮農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合

重点課題

食の循環や環境を意識した
食育の推進

具体的な目標値	第3次基本 計画作成時 の値		現状値		目標値	達成状況
	H27(2015) 年度	H28(2016) 年度	H29(2017) 年度	H30(2018) 年度	2020年度	
⑮ 農林漁業体験を経験した 国民(世帯)の割合	36.2%	30.6%	36.3%	37.3%	40%	△

(データソース)

・食生活及び農業体験に関する調査(農林水産省)

(調査項目)

・本人または家族の中で農林漁業体験に参加した人がいる国民(世帯)の割合

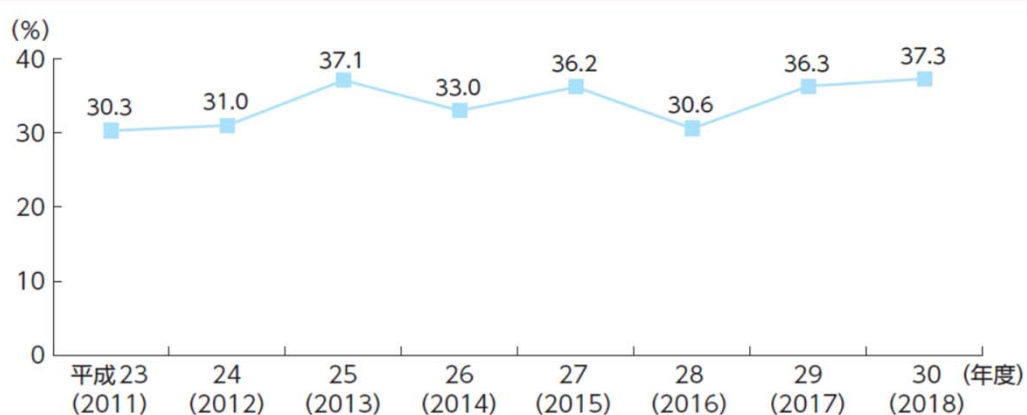
・設問:これまでに、あなた又はあなたの家族の中で農林漁業体験に参加したことのある人はいますか。
「(1)いる」「(2)いない」

・集計:「(1)いる」と回答した人を該当者として集計。

数値目標の推移の分析・評価

・計画作成時の値と現状値を比較すると、1.1ポイント増加したが、統計的には有意差が認められない。

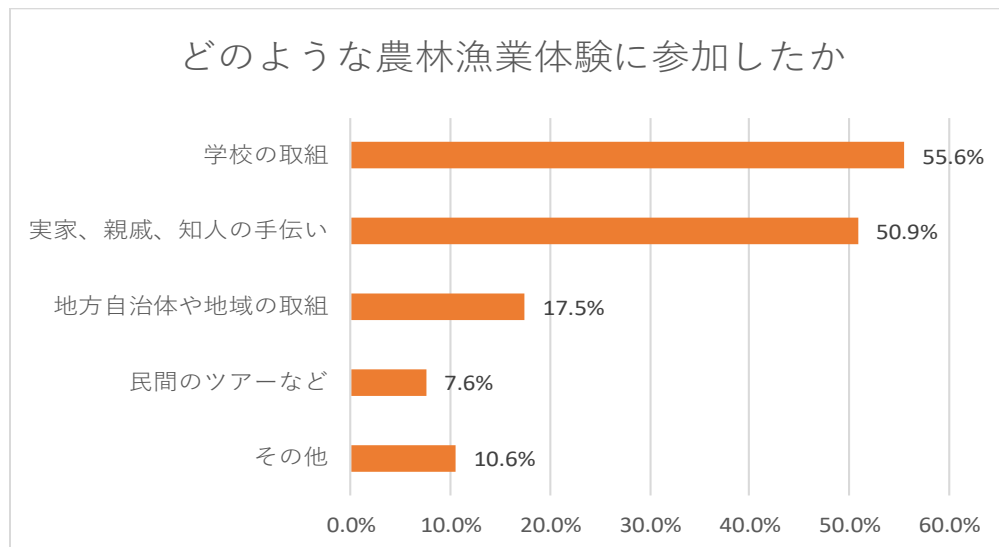
農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合の推移



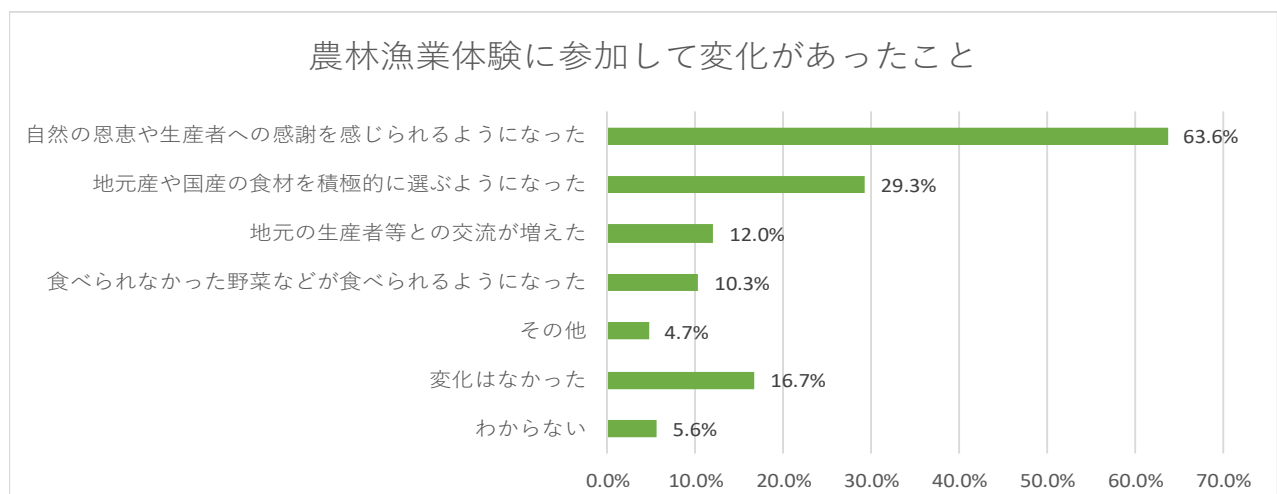
資料:農林水産省「食生活及び農林漁業体験に関する調査」

＜農林水産省(消費者行政・食育課)＞

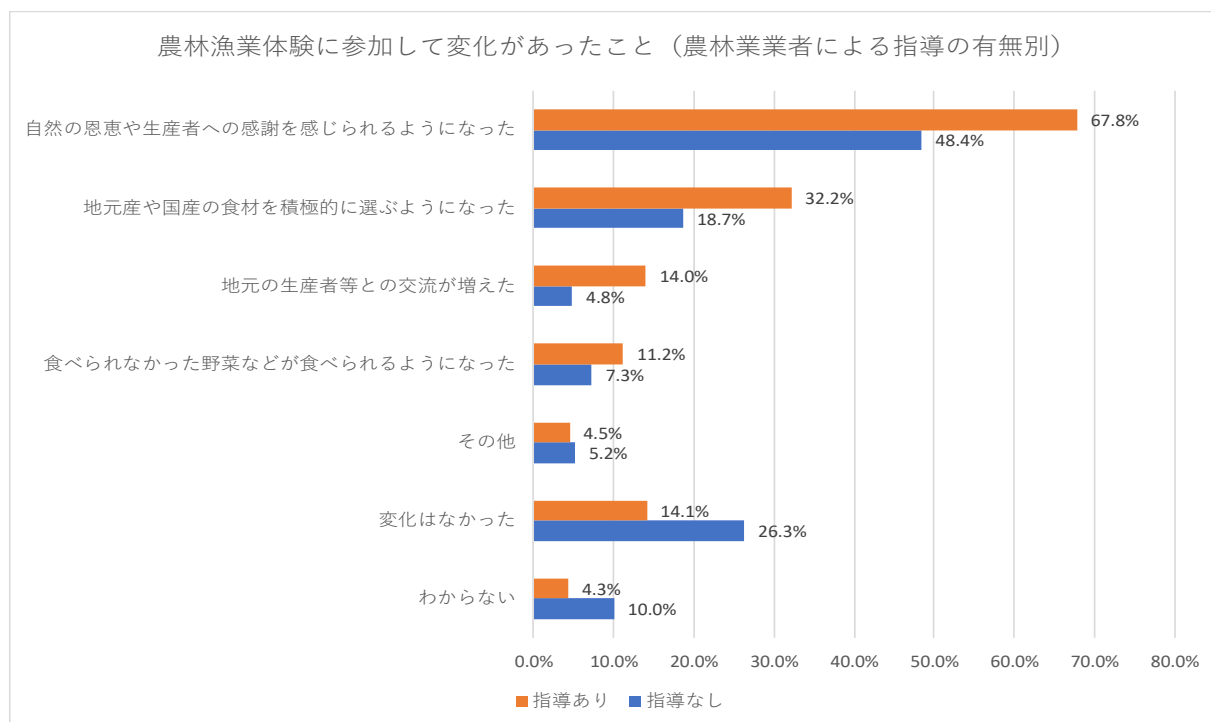
・平成30年度食生活と農林漁業体験に関する調査において、どのような農林漁業体験に参加したかを尋ねたところ、「学校の取組に参加」が55.6%と最も高く、次いで「実家、親戚、知人の手伝い」(50.9%)、「地方自治体や地域の取組」(17.5%)の順であった。



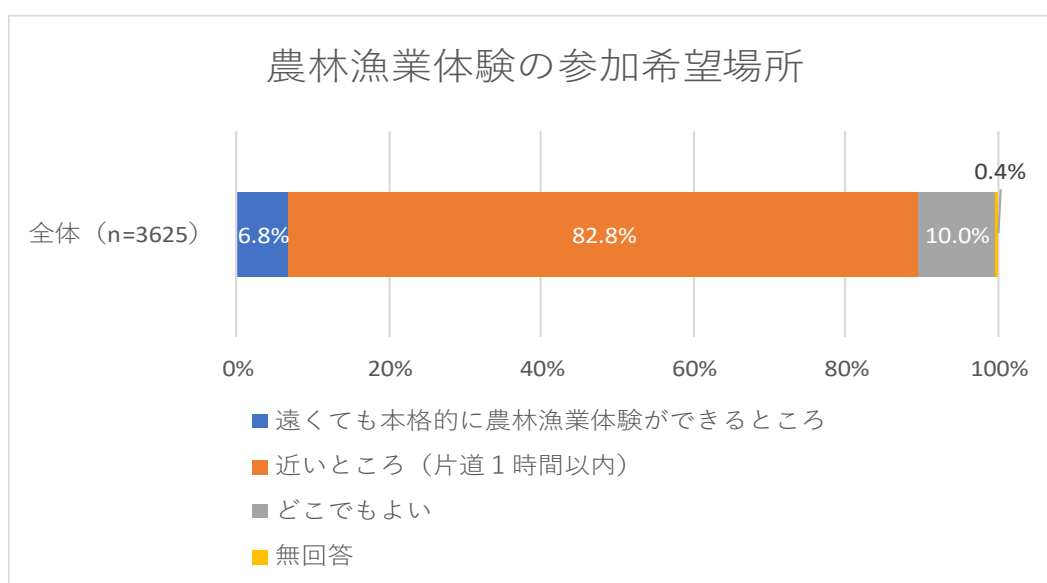
・農林漁業体験に参加して変化したことを尋ねたところ、「自然の恩恵や生産者への感謝を感じられるようになった」が63.6%と最も高く、次いで「地元産や国産の食材を積極的に選ぶようになった」(29.3%)となっており、農林漁業体験を契機として、食やそれを支える人達への関心に変化が見られた。



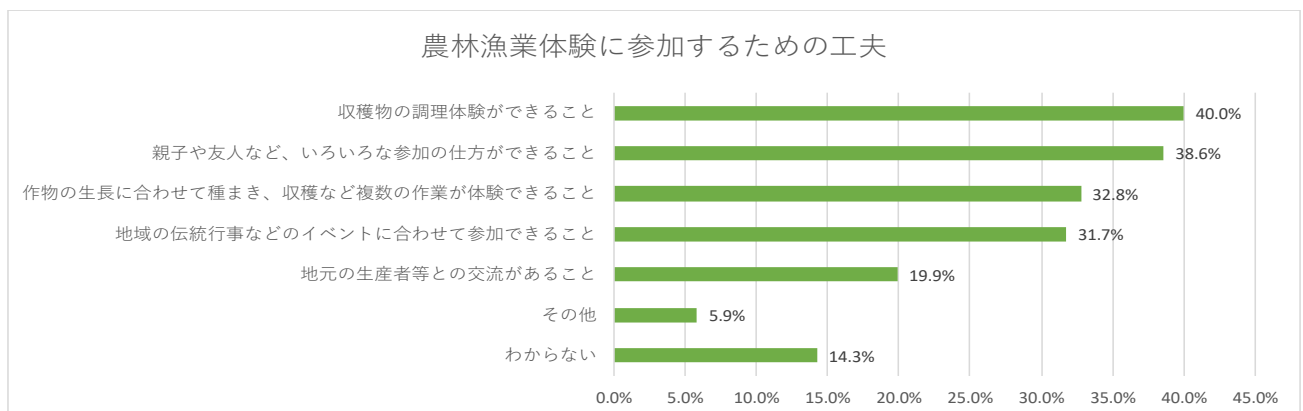
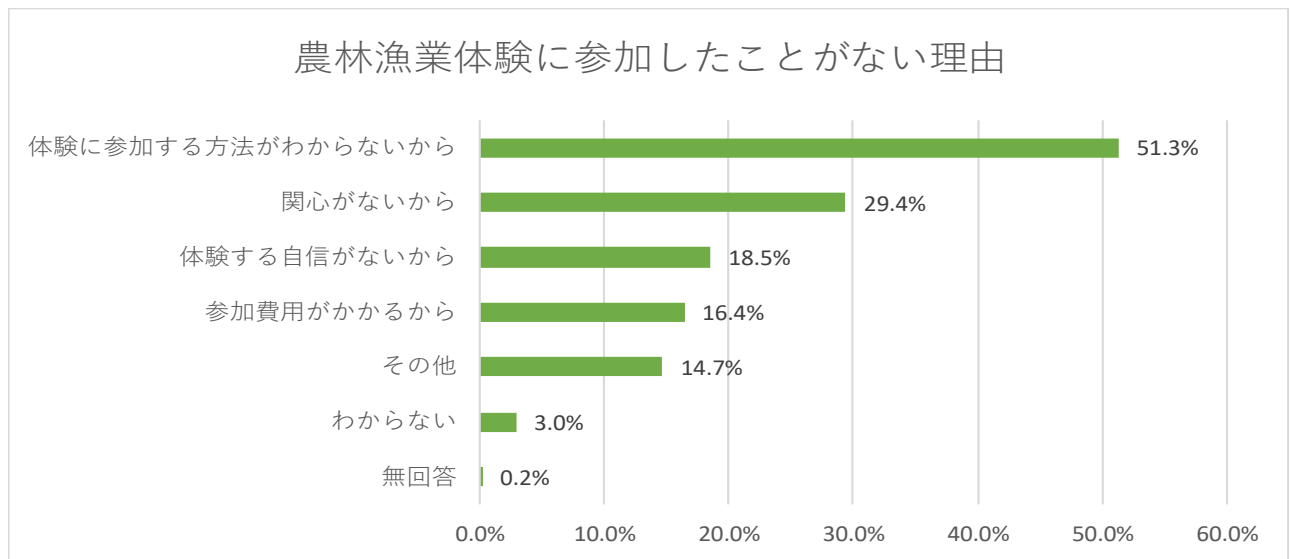
・農林漁業体験に参加して変化があったことについて、体験に際しての農林漁業者による指導の有無別にみると、「自然の恩恵や生産者への感謝を感じられるようになった」こと及び「地元産や国産の食材を積極的に選ぶようになった」ことについて、体験の際に農林漁業者の指導を受けた人は、それぞれ67.8%、32.2%であるのに対して、指導を受けなかった人は、それぞれ48.4%、18.7%となっている。このことから、農林漁業体験活動においては、農林漁業に携わる者の積極的な関与があるかどうかで、体験後の意識の変化に違いがでることが示唆された。



・農林漁業体験に参加する場合の場所の希望を尋ねた質問では、「近いところ（片道一時間以内）」と回答した人の割合が、82.8%と最も高く、次いで「どこでもよい」（10.0%）、「遠くても本格的に農林漁業体験ができる場所」（6.8%）となっており、できるだけ近いところで農林漁業体験の場を提供できることが、参加者の増加において重要な要因の一つであると考えられる。



・これまで農林漁業体験に参加していない人に、参加したことがない理由を尋ねたところ、「体験する方法がわからないから」が51.3%となっており、また、どんな工夫があれば参加したいかを尋ねたところ、「収穫物の調理体験ができること」が40.0%、「親子や友人など、いろいろな参加の仕方ができること」が38.6%であった。



・教育ファームや子ども農山漁村交流プロジェクト等の取組により、食育を推進する広範な関係者等の協力を得ながら、教育ファーム等農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供することを通じて、農林漁業体験に参加したことがある世帯数を増加させる目標の達成を目指している。

・農林漁業体験に参加したいという人の意向や、参加していない人の要望を踏まえ、まずは、身近で農林漁業体験に取り組めるよう、参加方法や関心を高めるための周知や優良事例の横展開等を通じ、更なる参加者の増加に取り組むことが効果的である。

(参考)これまでに取り組んでいる施策等

・子ども農山漁村交流プロジェクト(総務省、内閣官房、文部科学省、農林水産省、環境省)

・平成30年度食料産業・6次産業化交付金(地域での食育の推進事業)による農林漁業体験機会の提供等、地域における食育活動の推進(農林水産省)

・農山漁村振興交付金による農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を観光・教育・福祉等に活用する地域の活動計画づくりやそれに基づく取組等の支援(農林水産省)

⑯食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合

重点課題

食の循環や環境を意識した食育の推進

具体的な目標値	第3次基本 計画作成時 の値		現状値		目標値	達成状況
	H27(2015) 年度	H28(2016) 年度	H29(2017) 年度	H30(2018) 年度	2020年度	
⑯ 食品ロス削減のために 何らかの行動をしている 国民の割合 (H26年度)	67.4%	62.4%	71.8%	71.0%	80%以上	△

(データソース)

・消費者の意識に関する調査(消費者庁)

(調査項目)

・食品ロスの状況を提示した上で質問する。

・設問1:あなたは、「食品ロス」が問題となっていることを知っていますか。(1つ選択)

「(1)よく知っている」「(2)ある程度知っている」「(3)あまり知らない」「(4)全く知らない」

・設問2:あなたは、「食品ロス」を減らすために取り組んでいることはありますか。(全て選択)

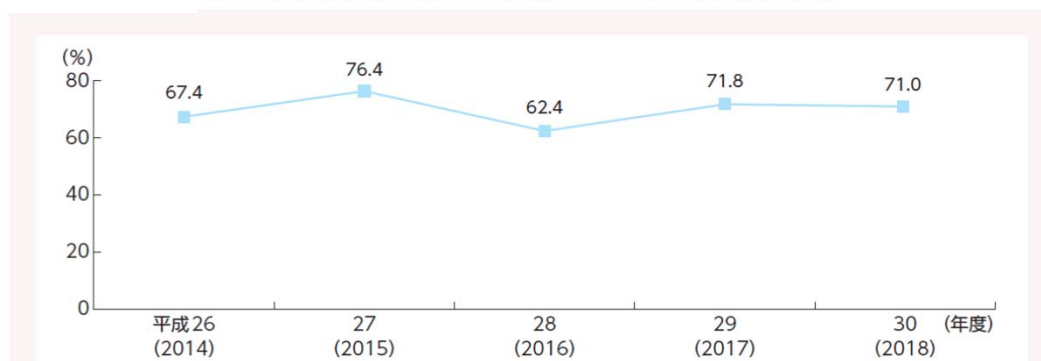
「(1)料理を作り過ぎない」「(2)残さず食べる」「(3)残った料理を別の料理に作り替える(リメイクする)」「(4)冷凍保存を活用する」「(5)日頃から冷蔵庫等の食材の種類・量・期限表示を確認する」「(6)賞味期限を過ぎててもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する」「(7)小分け商品、少量パック商品、バラ売り等食べきれぬ量を購入する」「(8)飲食店等で注文し過ぎない」「(9)その他」「(10)取り組んでいることはない」

・集計:(設問1)の「(1)よく知っている」「(2)ある程度知っている」と回答した人のうち、(設問2)の「(10)取り組んでいることはない」以外の人を該当者として集計。

数値目標の推移の分析・評価

・計画作成時の値と現状値を比較すると、3.6ポイント増加し、目標値に達していないが、改善傾向にある。

食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合の推移



資料: 消費者庁「消費者意識基本調査」(平成 26 (2014)、27 (2015) 年度)、「消費生活に関する意識調査結果報告書ー食品ロス問題等に関する調査ー」(平成 28 (2016) 年度)、「消費者の意識に関する調査結果報告書ー食品ロス削減の周知及び実践状況に関する調査ー」(平成 29 (2017) 年度)、「消費者の意識に関する調査結果報告書ー食品ロスの認知度と取組状況等に関する調査ー」(平成 30 (2018) 年度)

数値目標の推移の背景・要因	◎消費者庁 農林水産省 環境省
＜消費者庁＞ ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合は、第3次基本計画作成時の67.4%(平成26年度)から71.0%(平成30年度)に増加した。 ・食品ロス問題の認知度についても、平成30年度では74.5%と平成29年度(73.4%)から1.1ポイント増加した。また、食品ロスを減らすための今後の取組については、「積極的に取り組んでいきたい」(36.5%)、「気がついたときに取り組んでいきたい」(52.5%)の両者を合わせると、9割弱となった。(平成30年度) ・地方公共団体における食品ロス削減の取組状況については、平成27年度から把握しており、食品ロス削減に取り組んでいる自治体は、都道府県で63.8%(平成27年)から100.0%(平成30年度)に、指定都市で95.0%(平成27年度)から100.0%(平成30年度)に、市区町村で10.9%(平成27年度)から57.5%(平成30年度)に増加した。 ・食品ロスの削減に関する取組が徐々に広がり、そうした取組が発信される機会が増え、消費者が身近な問題であることの理解が進むことによって、「食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合」が増加していくことが期待される。 ＜農林水産省(バイオマス循環資源課)＞ ・食品ロス削減に向けた消費者理解を促進するため、小売事業者等が利用可能なポスター等を作成し、平成30年10月を啓発月間として啓発活動を実施した。こうした取組が消費者が食品ロスを意識する背景となっていると思われる。 ＜環境省＞ ・食品ロス削減に取り組む地方公共団体の数が増加したため。	

(参考)これまでに取り組んでいる施策等
・関係省庁と連携した食品ロス削減国民運動を展開するとともに、家庭における食品ロス削減に資する取組の普及啓発を継続する。(消費者庁) ・社会的課題に対応するための学校給食の活用により食品ロスの取組を促進(文部科学省) ・「食生活指針」の改定、普及啓発(文部科学省、厚生労働省、農林水産省) ・食品ロス削減運動の展開等食の循環や環境への意識の醸成を実施要綱の重点事項に掲げた「食育月間」の実施(農林水産省) ・食の循環や環境を意識した食育を推進する活動等を対象とした「食育活動表彰」の実施(農林水産省) ・食料産業・6次産業化交付金による食品ロス削減に向けた地域における食育の推進(農林水産省) ・食品ロス削減に向けた商慣習見直しの促進(農林水産省) ・食品ロス削減目標の達成に向けた、地方公共団体との連携の下での食品ロスの削減(環境省)

⑰、⑱地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民・若い世代の割合

重点課題

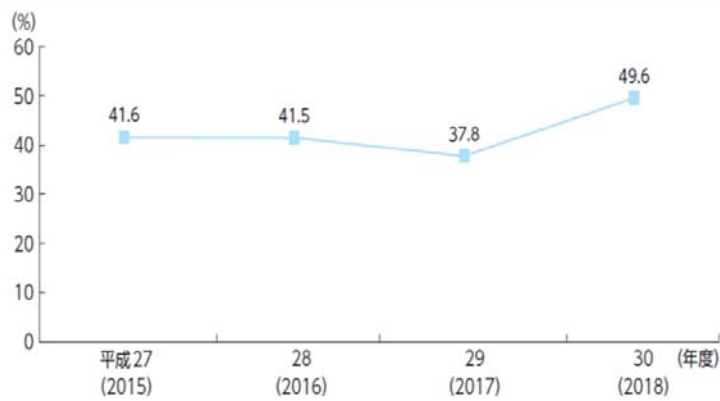
食文化の継承に向けた食育の推進
(若い世代を中心とした食育の推進)

具体的な目標値	第3次基本 計画作成 時		現状値		目標値	達成状況
	H27(2015) 年度	H28(2016) 年度	H29(2017) 年度	H30(2018) 年度	2020年度	
⑰ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている 国民の割合	41.6%	41.5%	37.8%	49.6%	50%	△
⑱ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承している若い世代の割合	49.3%	54.6%	50.4%	66.3%	60%	◎
(データソース)※⑰⑱共通 ・食育に関する意識調査(農林水産省) (調査項目)※⑰のみ ・設問1:あなたは、郷土料理や伝統料理など、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかいなどの食べ方・作法を受け継いでいますか。 (ア)受け継いでいる (イ)受け継いでいない ・設問2:あなたが郷土料理や伝統料理など、地域や家庭において受け継いできた料理や味、箸づかいなどの食べ方・作法を、地域や次世代(子供やお孫さんを含む)に対し伝えていますか。 (ア)伝えている (イ)伝えていない ・集計:(設問1)の(ア)受け継いでいると回答した該当者の割合と(設問2)の(ア)受け継いでいると回答した者の割合を掛け算 (調査項目)※⑱のみ ・設問:あなたは、郷土料理や伝統料理など、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかいなどの食べ方・作法を受け継いでいますか。 (ア)受け継いでいる (イ)受け継いでいない ・集計:(ア)受け継いでいると回答した若い世代を該当者として集計						

数値目標の推移の分析・評価

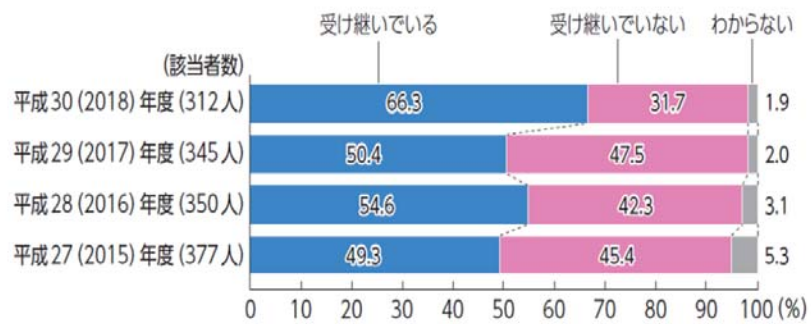
- ・⑰計画作成時の値と現状値を比較すると、8.0ポイント増加し、改善している。
- ・⑱計画作成時の値と現状値を比較すると、17.0ポイント増加し、目標を達成している。

地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合の推移



資料：農林水産省（平成 27 (2015) 年度は内閣府）「食育に関する意識調査」

地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承している若い世代の割合の推移



資料：農林水産省（平成 27 (2015) 年度は内閣府）「食育に関する意識調査」

注：20～39歳が対象

数値目標の推移の背景・要因	◎農林水産省 文部科学省
＜農林水産省(食文化・市場開拓課)＞ ・食育に関する意識調査における地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合は第3次基本計画作成時の41.6%(平成27年度)から49.6%(平成30年度)に増加した。 また、食育に関する意識調査における地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を受け継いでいる若い世代の割合は、第3次基本計画作成時の49.3%(平成27年度)から66.3%(平成30年度)に増加した。 ・平成25年に和食文化がユネスコ無形文化遺産に登録されて以降、農林水産省では、国内における和食文化の継承を図る観点から、 ①学校における和食給食提供の取組、若者世代、子育て世代、行政栄養士等を対象としたワークショップ等の開催、次世代を担う子供たちを対象とした全国子ども和食王選手権の開催等とともに、 ②和食文化の良さを広く一般の人に伝えるための情報発信を行ってきた。 また、民間企業においても、毎年11(いい)月24(にほんしょく)日の「和食の日」を中心に事業所給食で和食メニューを提供する取組等が行われてきた。 こうした中で、特に、平成30年は、和食文化ユネスコ無形文化遺産登録から5周年となる節目の年でもあったことから、メディア各社が独自に和食に関する特集を企画するなど多様な報道が続き、国民にとって和食文化について意識が高まる一年になったものと考えている。 さらに、農林水産省としては、5周年を契機として、子供たちや忙しい子育て世代に身近・手軽に健康的な「和ごはん」を食べる機会を増やしてもらうことを目的に、官民協働の取組である「Let's! 和ごはんプロジェクト」を創設した。 このように、消費者が和食文化に関する情報に触れる機会が多くなったことにより、和食文化継承の気運が盛り上がり、結果として、「郷土料理や伝統料理を継承し、伝えている国民の割合」、「郷土料理や伝統料理を継承している若い世代の割合」の実績値の向上につながったものと考えている。なお、目標が設定されてから全体の傾向としては増加傾向にあるものの、単年度で見ると割合が減少している年度もあることから、引き続き和食文化の保護・継承施策を実施することが必要である。 ＜文部科学省＞ ・食文化をはじめとする生活文化等は、我が国の文化芸術としての価値への理解や活用、発信、振興及び普及が十分でない。	

(参考)これまでに取り組んでいる施策等

- ・国民文化祭の開催(文部科学省)
 - ・日本食品標準成分表の策定・公表(文部科学省)
 - ・生活文化の振興等の推進(文部科学省)
 - ・戦略的芸術文化創造推進事業(生活文化等連携推進)の実施(文部科学省)
 - ・「食生活指針」の改定、普及啓発(文部科学省、厚生労働省、農林水産省)
 - ・伝統的な食文化に関する関心と理解の醸成を実施要綱の重点事項に掲げた「食育月間」の実施(農林水産省)
 - ・食文化の継承に向けた食育を推進する活動等を対象とした「食育活動表彰」の実施(農林水産省)
 - ・子育て・若者世代への和食文化普及推進(農林水産省)
 - ・度食料産業・6次産業化交付金による食文化の継承や和食給食の普及等に向けた地域における食育活動の支援(農林水産省)
 - ・郷土料理を始めとする日本の食文化に関する普及啓発イベント等の実施(農林水産省)
 - ・官民協働の取組である「Let's！和ごはんプロジェクト」の推進(農林水産省)
- ＜⑱のみ該当する施策等＞
- ・社会的課題に対応するための学校給食の活用により食文化の継承を促進(文部科学省)
 - ・伝統文化親子教室事業の実施(文部科学省)

⑬、⑭食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民・若い世代の割合

重点課題

若い世代を中心とした食育の推進
(健康寿命の延伸につながる食育の推進)

具体的な目標値	第3次基本 計画作成 時		現状値		目標値	達成状況
	H27(2015) 年度	H28(2016) 年度	H29(2017) 年度	H30(2018) 年度	2020年度	
⑬ 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	72.0%	71.8%	72.4%	77.0%	80%	△
⑭ 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する若い世代の割合	56.8%	56.9%	62.6%	67.3%	65%	◎

(データソース)※⑬⑭共通

・食育に関する意識調査(農林水産省)

(調査項目)

・設問:あなたは、安全な食生活を送ることについてどの程度判断していますか。この中から1つ選んでください。
(ア)いつも判断している (イ)判断している (ウ)あまり判断していない (エ)全く判断していない

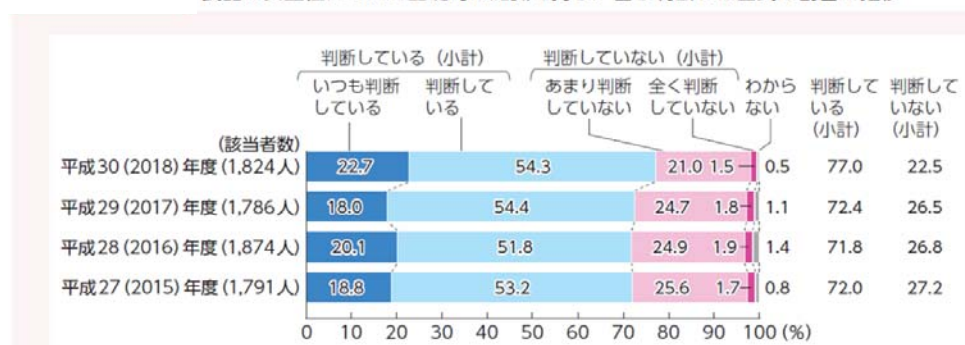
・集計:「(ア)いつも判断している」、「(イ)判断している」と回答した人を該当者として集計。

数値目標の推移の分析・評価

・⑬計画作成時の値と現状値を比較すると、5.0ポイント増加し、改善している。

・⑭計画作成時の値と現状値を比較すると、10.5ポイント増加し、目標を達成している。

食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合の推移



資料:農林水産省(平成27(2015)年度は内閣府)「食育に関する意識調査」

数値目標の推移の背景・要因	食品安全委員会 消費者庁 厚生労働省 農林水産省
＜農林水産省（消費者行政・食育課）＞ ・食育に関する意識調査において、若い世代、国民全体における現状値の推移は、ともに改善しており、若い世代では目標を達成している。 ・同調査において、食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する割合の推移を男女で比較すると、若い世代、国民全体ともに一貫して男性より女性が高い（若い世代ポイント差 H27:20.0、H28:18.8、H29:14.5、H30:13.6 国民全体ポイント差 H27:18.5、H28:16.0、H29:15.6、H30:16.8）。 ・また、H30年度同調査において、食品を買うときや食べるときに「消費期限」、「アレルギー表示」など容器包装に記載されている表示を確認する者の割合や食品に表示されている「保存方法」や「使用方法」を守る者の割合を男女で比較すると、男性より女性が高い。一方、それぞれの割合について、国民全体と若い世代を比較すると、世代間の違いはみられない。 ＜消費者庁＞ ・（上記調査とは調査方法等が異なり、単純な比較はできないが、）平成30年度食品表示に関する消費者意向調査（消費者庁）において、食品表示がどのようなものか知っている者の割合は69.9%であり、女性に比較して男性で低い。また、年齢階級による比較において、20-40代の男性、20代の女性で低く、若い世代よりも高齢世代の割合が高い傾向にある。 （若年層における目標達成の要因） ・SNSツール（facebook、Twitter）を活用し、分かりやすい情報提供に努めたことで、SNS利用率の高い若い世代に食品安全に関する情報が届いた。 ・こども霞ヶ関見学デーや親子参加型のイベントにおける食品安全に関するブースの出展や、検疫所における親子を対象としたイベントの開催など、子ども及びその保護者に対する積極的な情報提供により、食品安全に関する情報により接することができる環境を提供した。 ・学校教育関係者に対して重点的にリスクコミュニケーションを実施したことにより、食品の安全について教育関係者の理解が深まるとともに、高校、大学の生徒、学生に正しい知識が普及した。 ・児童、生徒、学生の訪問学習を受け入れ、勉強会、意見交換会を実施することにより、食品の安全について正しい知識が広まった。 ・ウェブページのうち、特に子ども向けコンテンツを充実させることにより、子どもとその保護者世代への食品の安全についての理解が深まった。	

(参考)これまでに取り組んでいる施策等
・栄養成分表示に関する消費者教育（消費者庁） ・食品安全に関する意見交換会の実施（内閣府食品安全委員会、消費者庁、厚生労働省、農林水産省） ・親子参加型イベントへの出展による、子供と保護者への食品安全に関する情報提供（内閣府食品安全委員会、消費者庁、厚生労働省、農林水産省） ・地方公共団体、消費者団体、事業者等の多様な主体による食品安全に関するリスクコミュニケーションの推進（消費者庁） ・食品安全に関する総合情報サイトや各種パンフレット等による情報発信（消費者庁）

②①推進計画を作成・実施している市町村の割合

重点課題

(総合的な目標)

具体的な目標値	第3次基本 計画作成時 の値		現状値		目標値	達成状況
	H27(2015) 年度	H28(2016) 年度	H29(2017) 年度	H30(2018) 年度	2020年度	
②① 推進計画を作成・実施している市町村の割合	76.7%	78.1%	79.3%	84.8%	100%	△

(データソース)

・農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課調べ(農林水産省)

(調査項目)

- ・設問: 政令指定都市及び市町村に対して食育推進計画の作成状況について質問。
- ・集計: 全市町村のうち、「作成済み」と回答した市町村を該当として集計。

数値目標の推移の分析・評価

・計画作成時の値と現状値を比較すると、8.1%ポイント増加し、目標値に達していないが、改善傾向にある。

市町村の食育推進計画の作成割合の推移



数値目標の推移の背景・要因	◎農林水産省
＜農林水産省(消費者行政・食育課)＞ ・計画作成済み市町村は毎年増加しており、都道府県から管内市町村への働き掛け等により、第3次基本計画作成時の1,335市町村(平成27年度)から1,476市町村(平成30年度)に増加した。(図表(1)－1) ・平成30年度末時点において、管内市町村における計画の作成割合が100%を達成している都道府県は19県ある。このうち6県(群馬県、神奈川県、山梨県、岐阜県、滋賀県、佐賀県)は第3次基本計画中に達成した。(図表(1)－2、(1)－3) ・一方、平成30年度末時点において、作成割合が50%未満の都道府県は2県(和歌山県、沖縄県)ある(図表(1)－3)。第3次基本計画作成時において、作成割合が50%未満の都道府県は、7県あったが、このうち5道県(北海道、千葉県、三重県、鳥取県、福岡県)は、第3次基本計画中に作成割合が10ポイント以上増加し、50%を上回った(図表(1)－1)。管内の作成済み市町村が顕著に増加した北海道(51市町村)、千葉県(25市町村)は、計画未作成の管内市町村に向けた研修会等による積極的な支援が効果を上げている。 ・全都道府県における計画未作成の265市町村のうち、約9割が人口規模が5万人未満であり、人材不足が計画を作成できない要因となっている。しかし、北海道・千葉県においては、人口規模が5万人未満の市町村であっても計画の作成が進んでおり(北海道109市町村、千葉県22市町村)、人口規模が小さい市町村においては、都道府県からの積極的な働き掛けによる効果が期待できる。 ・一方、第3次基本計画において、10府県は管内市町村における計画の作成割合が低下しており、計画作成済み市町村において計画期間終了とともに次期計画が作成がなされないという課題がみられた。(図表(1)－1) ・上記の状況を踏まえ、 ○ 健康増進計画などの他の計画と一体的に、食育の推進に関する施策について計画を作成することも可能なこと、 ○ 複数の市町村が連携して一つの市町村計画を作成することも可能なこと、 ○ 一度作成した計画の評価見直しの体制づくりため多様な関係者による連携・協働の重要性 などの留意点を改めて整理した都道府県向けの通知「市町村食育推進計画の作成・見直しの支援について」を平成30年9月18日に発出した。	

(参考)これまでに取り組んでいる施策等 ・市町村食育推進計画の作成・見直しの支援についての都道府県への通知(農林水産省) ・食料産業・6次産業化交付金のうち「地域での食育の推進」による市町村食育推進計画の策定に向けた基礎資料の整備等の支援(農林水産省) ・都道府県食育推進計画等の地域関係者への普及を食育月間の重点事項とし、市町村食育推進計画の作成を後押し(農林水産省) ・都道府県からの要望により本省職員を講師派遣し、推進計画の作成・実施に向けたセミナーを開催(農林水産省) ・「食育推進に関する参考資料」として市町村食育推進計画に役立つ資料をホームページから情報発信(農林水産省)

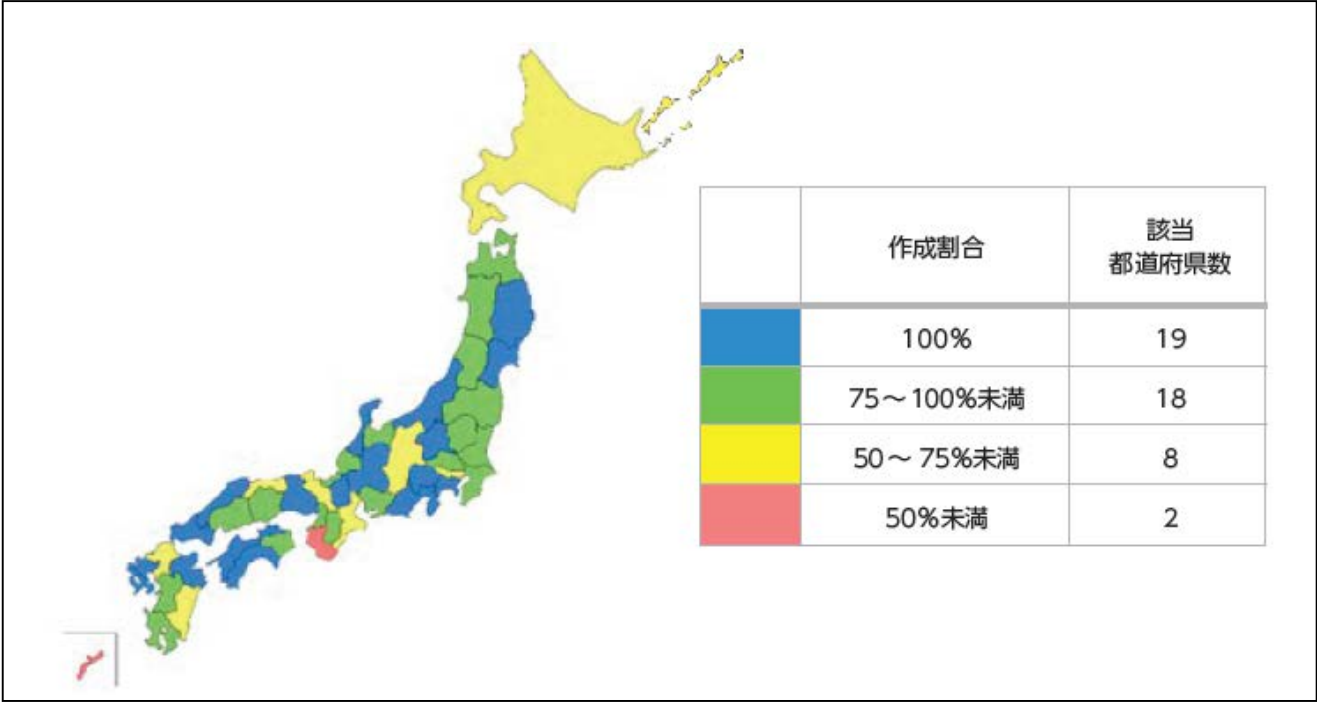
図表（１）— １ 都道府県別 管内市町村における食育推進計画の作成割合と増減

都道府県名	市町村数	H27年度作成状況		H30年度作成状況		増減 (%ポイント)
		作成済数	作成割合	作成済数	作成割合	
北海道	179	71	39.7%	122	68.2%	28.5
青森県	40	39	97.5%	32	80.0%	-17.5
岩手県	33	31	93.9%	33	100.0%	6.1
宮城県	35	35	100.0%	35	100.0%	0.0
秋田県	25	24	96.0%	23	92.0%	-4.0
山形県	35	26	74.3%	31	88.6%	14.3
福島県	59	47	79.7%	53	89.8%	10.2
茨城県	44	39	88.6%	43	97.7%	9.1
栃木県	25	25	100.0%	23	92.0%	-8.0
群馬県	35	33	94.3%	35	100.0%	5.7
埼玉県	63	43	68.3%	57	90.5%	22.2
千葉県	54	23	42.6%	48	88.9%	46.3
東京都	62	45	72.6%	46	74.2%	1.6
神奈川県	33	32	97.0%	33	100.0%	3.0
新潟県	30	30	100.0%	30	100.0%	0.0
富山県	15	12	80.0%	12	80.0%	0.0
石川県	19	19	100.0%	19	100.0%	0.0
福井県	17	14	82.4%	14	82.4%	0.0
山梨県	27	26	96.3%	27	100.0%	3.7
長野県	77	51	66.2%	54	70.1%	3.9
岐阜県	42	36	85.7%	42	100.0%	14.3
静岡県	35	35	100.0%	35	100.0%	0.0
愛知県	54	54	100.0%	52	96.3%	-3.7
三重県	29	12	41.4%	17	58.6%	17.2
滋賀県	19	18	94.7%	19	100.0%	5.3
京都府	26	19	73.1%	18	69.2%	-3.8
大阪府	43	36	83.7%	40	93.0%	9.3
兵庫県	41	41	100.0%	41	100.0%	0.0
奈良県	39	26	66.7%	37	94.9%	28.2
和歌山県	30	13	43.3%	10	33.3%	-10.0
鳥取県	19	9	47.4%	14	73.7%	26.3
島根県	19	19	100.0%	19	100.0%	0.0
岡山県	27	24	88.9%	26	96.3%	7.4
広島県	23	23	100.0%	22	95.7%	-4.3
山口県	19	19	100.0%	19	100.0%	0.0
徳島県	24	24	100.0%	18	75.0%	-25.0
香川県	17	17	100.0%	17	100.0%	0.0
愛媛県	20	20	100.0%	20	100.0%	0.0
高知県	34	34	100.0%	34	100.0%	0.0
福岡県	60	23	38.3%	40	66.7%	28.3
佐賀県	20	19	95.0%	20	100.0%	5.0
長崎県	21	21	100.0%	21	100.0%	0.0
熊本県	45	38	84.4%	34	75.6%	-8.9
大分県	18	18	100.0%	18	100.0%	0.0
宮崎県	26	20	76.9%	19	73.1%	-3.8
鹿児島県	43	43	100.0%	40	93.0%	-7.0
沖縄県	41	9	22.0%	14	34.1%	12.2
合計	1741	1335	76.7%	1476	84.8%	8.1

資料：農林水産省消費者行政・食育課（平成27年度は内閣府）調べ

注：東京都は特別区を含む

図表（１）— ２ 都道府県別 管内市町村における食育推進計画の作成状況



資料：農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課調べ（平成31（2019）年3月末現在）
注：1）作成割合とは、都道府県の全市町村数に対する計画作成済み市町村の数
2）作成済みの市町村数は1,476

図表（１）— ３ 作成割合別都道府県における管内市町村の食育推進計画作成状況

作成割合	該当都道府県名
100% (19県)	岩手県 宮城県 群馬県 神奈川県 新潟県 石川県 山梨県 岐阜県 静岡県 滋賀県 兵庫県 島根県 山口県 香川県 愛媛県 高知県 佐賀県 長崎県 大分県
75～100%未満 (18府県)	青森県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 富山県 福井県 愛知県 大阪府 奈良県 岡山県 広島県 徳島県 熊本県 鹿児島県
50～75%未満 (8都道府県)	北海道 東京都 長野県 三重県 京都府 鳥取県 福岡県 宮城県
50%未満 (2県)	和歌山県 沖縄県

資料：農林水産省消費者行政・食育課調べ（平成31（2019）年3月末現在）